## 鳥取県告示第699号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の 規定により告示する。

その関係図面は、平成23年11月29日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において一般の縦覧に供する。

平成23年11月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更	区間	敷地の幅員	敷地の延長
	前後別		(メートル)	(メートル)
秋里吉方線	変更前	鳥取市秋里字松下619地先から同市秋里1070地先	$7.1 \sim 36.4$	189. 0
		まで		
		鳥取市秋里字松下622-2地先から同市秋里1070	$5.1 \sim 12.2$	148. 0
		地先まで		
	変更後	鳥取市秋里字松下619地先から同市秋里1070地先	$7.1 \sim 36.4$	189. 0
		まで		
		鳥取市秋里字松下622-2地先から同市秋里1070	$5.1 \sim 12.2$	148. 0
		地先まで		
		鳥取市秋里字松下621-2地先から同字623-2	$7.3 \sim 120.5$	77.0
		地先まで		